

山口市上下水道事業建設工事最低制限価格制度実施要領

山口市上下水道事業管理者が発注する建設工事の請負契約の締結にあたり、山口市上下水道局会計規程（平成17年水道局規程第26号）によりその例によるものとされた山口市財務規則（平成17年規則第44号）第111条の規定に基づく「あらかじめ最低制限価格を設けて落札者を決定しようとする契約」の取扱いについては、山口市建設工事最低制限価格制度実施要領の例による。

附 則

この要領は、平成24年5月1日から施行する。